

いじめ問題についての 指導方針

～令和7年度～

高山学園つくば市立高山中学校

Ⅰ. いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することで、生徒の人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身につけるような働きかけを、日常の教育活動を通して行う。

①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す

- ・生徒の自発的、自治的活動を保障し、様々な考えが生かされた規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・授業においては、異なる考えを尊重し、意見を出し合える雰囲気確保する。
- ・道徳科においては、生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかけていく。

②児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする

- ・学習はもとより、学級や特別活動、生徒会活動など様々な場において、生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを提供できるよう努める。
- ・生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

- ・体育祭や創見祭などの学校行事において、積極的に異年齢交流に取り組む。
- ・生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ・係活動や生徒会活動において、生徒が主体となって活動内容を考える機会を用意する。

④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

- ・教師は生徒に対して受容的、共感的に接し、生徒が悩みを相談しやすいように努める。
- ・全校集会や学級活動において、SOS の出し方についての説明を行う。
- ・生徒へのアンケートの実施や個別面談の実施、オンライン相談窓口の設置により、生徒が援助を求めやすい環境を整備する。

2. いじめの未然防止教育

いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、すべての生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、継続して行う。

(1) いじめの心理から考える未然防止教育の取組

- ・ 道徳科や学級活動において、実際の事例や動画などの教材を用いて生徒同士で話し合ったり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意する。
- ・ いじめの衝動を発生させるとされる原因（心理的ストレス、異質な者への嫌悪感情など）を知り、誰もが加害者となり得ることを理解できるようにする。

(2) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

- ・ 学級活動や道徳科において、いじめが、いじめ側といじめられる側という二者関係だけで生じるのではなく、「観衆」や「傍観者」の存在によって成り立つことを取り上げる。また、「傍観者」の中から「仲裁者」や「相談者」となる勇気をもてるようにする。
- ・ 日頃から、学級担任をはじめ、教職員がいじめられる側を「絶対に守る」という意志を示し、いじめを許容しない雰囲気を浸透させる。

(3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

- ・ いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、行為への責任があるという自覚を持つように働きかける。
- ・ 発達段階に応じて、法律の意味や役割について学ぶ機会を持つ。

3. いじめの早期発見対応

(1) いじめに気付くための組織的な取組

複数の教員の目による日常の交流を通じた発見に努める

- ・ 多くの教師が様々な教育活動を通して生徒と関わったり、まめな校内の見回りを行ったりすることにより、違和感に気づき、いじめの兆候を察知できる機会を多くする。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校生活相談員の積極的な学級訪問、授業参観、教育相談を実施する。
- ・ 担任や担当教員の抱え込みから事態が深刻化してしまわないよう連携を図るとともに、自分の担当する学級、授業、部活動等を常に多くの教師や保護者の目に触れるようにしておく。

アンケート等の調査を計画的に行う

- ・ 学校生活アンケートやいじめ実態調査を定期的実施する。
- ・ アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。
- ・ 少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応する。

教育相談等の機会を設ける

- ・ 担任による定期的な面談を実施する。
- ・ 生徒の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外（教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活相談員等）でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・ 面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・ いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・ 家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得る。
- ・ 学校評議員会の際に学校評価だけでなく、いじめについての意見や情報を得る。

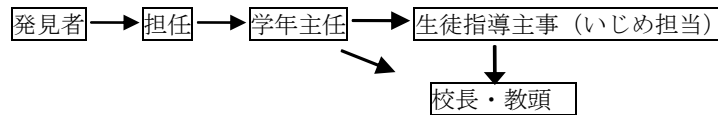
（２）いじめへの対応の原則の共通理解

いじめへの対応について、以下の順序で進めることを教職員間で共通理解を図る。

- ① いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
 - ・ 何よりも被害者保護を最優先し、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、生徒の心情を理解し、傷ついた心のケアを行う。
- ② 被害者のニーズの確認
 - ・ 安全内場所の確保や、いじめる生徒、学級全体の指導に関して、本人や保護者のニーズを確認したり、具体的な支援案を提示し選択してもらったりする。
- ③ いじめ加害者と被害者の関係修復
 - ・ 加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者と関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指す。
 - ・ いじめは絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、いじめる生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。
- ④ いじめの解消
 - ・ 「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の解消の二条件を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通して、継続的に確認していく。
 - ・ 解消に至った後も、日常的に注意深く見守りを続けていく。

問題への対応（いじめ発見から解決までの取り組み）

1 いじめの情報の把握・いじめの発見



2 対応チームの編成

校長の命により、教頭・教務主任・生徒指導主事(いじめ担当)・学年主任・担任・SC・SSW・養護教諭・部活動顧問等事案に応じて柔軟に編成

3 対応方針決定・役割分担(ケース会議)

(1)情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴

(2)対応方針

- ・ 緊急度の確認(自殺、不登校、暴行などの危険度)
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(3)重大事態(別添)

- ・ 生命心身財産重大事態
- ・ 不登校重大事態

4 事実の究明 ～被害者→周囲の生徒→加害者の順で～

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、教師が保護者に直接説明する。
- ×いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ×注意、叱責、説教だけで終わること。
- ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ×ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 関係機関との連携

- 市教育委員会・教育相談センター＝報告と対応方針の相談
- 警察＝暴行傷害・恐喝等の事件の発生
- 医療機関＝被害者の心身の外傷
- PTA＝本部役員会への報告・相談

5 被害者への対応

- 共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
- ×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

5 加害者への対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

5 他の生徒への対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることとは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせるなどし、活動を支援する。

6 保護者への対応

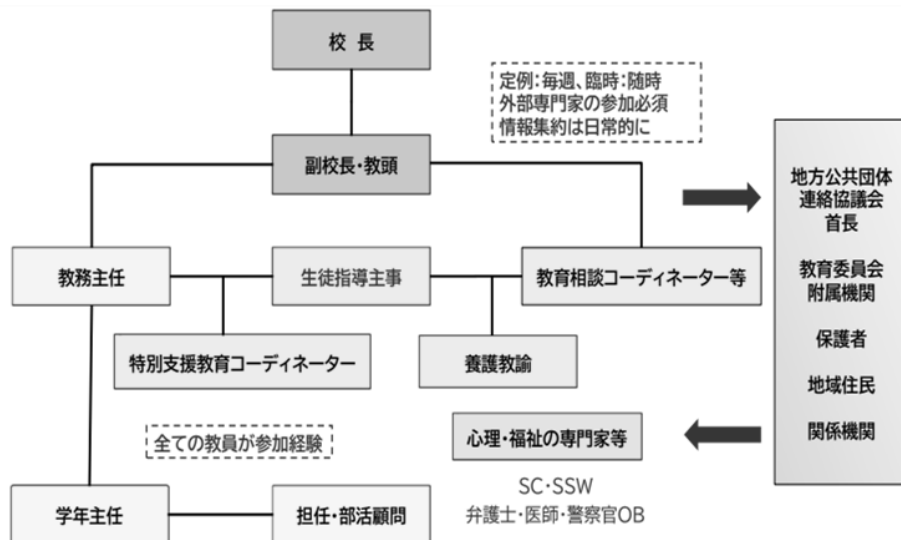
被害者の保護者

- 保護者と直接対面し、事実を正確に伝え、徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

加害者の保護者

- 保護者と直接対面し、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ×保護者への批判的言動や非難

4 いじめ対策組織と年間計画



いじめ対策委員会の実施

- ・生活アンケート、いじめ実態調査の内容に応じて実施。
- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒支援加配、SC、SSWで構成する。
- ・生徒指導・教育相談部会（週一回）や学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。
- ・緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。

生徒指導主事（いじめ担当）の業務

- ・経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言、SCやSSW、学校生活相談員、外部機関との連絡調整を行う。
- ・いじめ問題の指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・小学校との情報交換を定期的に行う。

教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・職員会議後に校内研修を実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。

教育相談部の設置

- ・教育相談部を組織し、生徒の支援にあたる。
- ・教育相談部は、生徒支援加配、生徒指導主事、養護教諭、特別支援学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成する。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心理的苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ行為の形態、仕方、程度の違いにかかわらず、いじめを受けている児童生徒が、心理的であれ、精神的であれ、肉体的であれ、「いやだ」「つらい」「苦しい」「すぐにやめてほしい」と感じている言動や態度や行為は全て「いじめ」ということになる。

◆いじめ対策年間計画◆

月	教職員の活動			生徒の活動		
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	生徒会活動	その他
4	○全体計画の検討	○いじめに対する共通理解 ○配慮を要する生徒の理解	○家庭確認	○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり		
5		○道徳授業研修		○話し合い「学級の諸問題について」	○生徒総会 ○いじめに関するフォーラム	
6	○事例検討		○生活アンケート実施 ○個別面談	○ソーシャルスキルトレーニング	○フォーラム後の振り返り	
7		○三者面談について（学年）	○三者面談			○ケータイスマホ安全教室
8	○学園いじめ対策会議	○教育相談技術（講師 SC）				○リーダー研修会（小中合同） ○実践計画
9	○アンケート結果の分析					
10	○学校評価を受けての対策の点検		○前期相談内容のまとめ	○行事を通じた人間関係づくり		○薬物乱用防止教室
11	○事例検討 ○アンケート結果の分析		○生活アンケート実施 ○三者面談	○人権集会に向けた学習		
12						○人権集会
1						
2	○事例検討 ○アンケート結果の分析		○生活アンケート実施			
3	○評価と次年度計画のまとめ ○学園いじめ対策会議	○評価と次年度の課題	○相談内容のまとめ		○反省と次年度計画	○評価と次年度計画

高山中学校の生徒・保護者の利用できるいじめに関する主な教育相談窓口

相談機関	住 所	相談時間等
つくば市教育 相談センター	つくば市沼田 40-2	面接 月～金 9:00～16:30 要予約 祝日除く 電話 月～金 9:00～16:30 祝日除く 029-866-2211 ※出張相談 並木小学校 要予約
茨城県いじめ・体 罰解消 サポート センター	県南教育事務所内 〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26	ホームページ https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html メール kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp 電話 029-823-6770 月曜～金曜 9時～17時
子ども ホットライン		ホームページ http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kodomo/kanji/fax-mail.html 電話 029-221-8181 FAX 029-302-2166 メール kodomo@edu.pref.ibaraki.jp ※ 電話・メール・FAXは24時間受け付け
教育・子育て 電話相談		ホームページ http://www.mito7830.gakusyu.ibk.ed.jp/ 電話 029-225-7830 FAX 029-302-2161 ※ メールも可（ホームページから）
子ども教育相談	笠間市平町1410 教育研修 センター内	電話 0296-71-3870 毎日8時から21時 FAX 0296-71-3870 毎日24時間 E-mail 7830@center.ibk.ed.jp 毎日24時間 来所 0296-78-3219 受付日：月曜日から金曜日の9時から16時30分（ただし 休日及び12月29日から1月3日除く）
児童相談所	土浦市下高津 3-14-5	月～金 8:30～17:15 029-821-4595
茨城いのちの 電話		https://iid.or.jp/ 電話 029-855-1000 毎日24時間 LINE相談も可

その他、下記のホームページ参照のこと

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/qa/index.html>